

Title	近代初期におけるゾロトゥルンの農奴制問題について： スイス北西部の封建的遺制に関する一考察
Sub Title	Die solothurnische Leibherrschaft in der Fruhen Neuzeit. Eine Untersuchung zum feudalen Herrschaftssystem in der Nordwestschweiz
Author	野々瀬, 浩司(Nonose, Koji)
Publisher	三田史学会
Publication year	2001
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.70, No.3/4 (2001. 7) ,p.71(421)- 100(450)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20010700-0071

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

近代初期におけるゾーロトウルンの農奴制問題について —スイス北西部の封建的遺制に関する一考察—

野々瀬 浩 司

はじめに

農奴領主制 (Leibherrschaft) とは、領主が領民に対し様々な形で人格的に拘束する支配関係の総体を指し示し、それは政治的法的支配を中心的な基盤としていた裁判領主制 (Gerichtsherrschaft) や、地代徴収などの経済的物質的搾取を主目的とした土地領主制 (Grundherrschaft) とは、たとえそれら三者が、西南ドイツやスイスでは相互に複雑に絡み合う多くの事例が見られたものの、中世後期以降は基本的には違った支配原理に立脚していた。⁽¹⁾ 確かに農奴制は古代奴隸制のように、人間を人格のない家畜と同等の所有物として扱うほどの深刻で重い隸属状態を創出することはなかつたが、しかしながら、多くの領民に対して精神的にも物質的にも耐

近代初期におけるゾーロトウルンの農奴制問題について

え難い負担や義務を課し、しばしば民衆の激しい怒りを誘発してきた。具体的には移動の自由の禁止、結婚の制限、特に自由人や異なる領主の農奴との婚姻（身分外婚・領外婚）に対する罰則や束縛、今日の相続税に類した様々なタイプの死亡料 (Todfall) による収奪、毎年の農奴承認料の徴収や不定量賦役の履行などが挙げられるが、その内実や機能は時代や地域によつて微妙に異なつていた。そのような農奴領主制は、スイスにおいては、近代初期に領邦国家化の進展に伴う国制の変化や経済変動、さらには農民蜂起から受けた重い打撃によつて大幅に衰退したが、最終的には一八世紀末のヘルヴェティア革命期まで、封建的遺制として北部を中心に根強く存続した。その頃にはフランスの啓蒙思想や社会契約説などからの影響を受けて、「共同体単位の自由」だけ

ではなく、「個人」を主体とした自由や平等の理念が、次第にスイス国内でも主要な原則として具体的に立法化され始めていた。⁽²⁾ アンシャン・レジーム期までは、一三邦によつて主導的に構成されていた「古スイス盟約者団」という体制が、十個の相互的な防衛同盟を利用して、政治的影響力を保持し、各邦の中で自由と自治を享受していた一部の人々が、集団領主という形態で共同支配地や臣従地域に居住する民衆に対して、多くの封建的支配権を行使し続けたのである。⁽³⁾

これまでスイスの農奴制に関しては、多数の研究業績が残されているが、それらの成果に基づいて比較分析を行えば、明確に地域的な多様性・特殊性が存在し、時代に応じてその役割が変遷してきたことが明らかになつてゐる。例えば、従属邦のザンクト・ガレン修道院領のように農奴領主制を補助手段にして、下級裁判権の再編と領邦国家化を推進した地方があるのに対して、逆に盟約者団の共同支配地であつたトゥールガウでは中小の封建領主が、領邦権力からの中央集権化、官僚制の整備、法の統一化などの動きに対抗して、地方の独立と自己の権益を保持するために農奴制を利用したのである。また農民戦争直後に市参事会の主導の下に農奴制が廃止された

都市邦バーゼルやチューリヒのようなケースでは、むしろ領邦国家化政策にとつて政治的障害物と化していた領内外の地方貴族や聖界領主などの中間支配層の諸権限を排除することが、その主要な目的となつていた。スイスでは最も早くから農奴制廃棄を積極的に認めたベルンでも、農奴領主の存在が領民の法身分の一元化を妨げ、中央集権的な政策の履行を困難にしていた。⁽⁵⁾

農奴領主制に関する膨大な研究史を簡略化して整理すれば、全体として特に以下の四つの点が重要になると思われる。⁽⁶⁾ 第一に、これまで農奴制の経済的意味や役割について多くの議論がなされ、その背後には思想的相違や方法論的対立が存在した。例えばマルクス主義学派の研究者たちは、その物理的な搾取の機能を中心として捉えてきたのに対して、クナップやリュートゲなどの旧西ドイツの非マルクス主義学派は、その法的意味や国制上の役割の方により力点を置いたのである。具体的には農奴制から派生した諸負担の経済的な実際の重さや農民の経済活動に与えた影響、さらには、農業危機と農奴制強化との関係についてが考察対象となつた。第二に閉鎖的な支配空間としての領邦国家の形成過程において、農奴制が果たした政治的な役割についても活発に論じられてきた。

特にそれが、自由人と非自由人との間の身分的な違いを水平化し、一般的臣民を創設する際に、どのような意味を持ったのかに関して考察された。第三に、農民戦争期の反農奴制を掲げた農民たちの要求の思想的背景、特に宗教改革の神学思想が、農奴制に対する農民たちの「神の法」思想にどのような影響を及ぼしたのかという問題が重要な論点になっている。また、中世の法文書の中に自然法的な伝統が、どのような形で反農奴制要求の中組み込まれていったのかということも、非常に大切なテーマとなつた。⁽⁸⁾ 第四に、従来の研究者たちが近代初期の農奴制の役割や意味を、中世後期と比較して、「故意に些細なもの」として取り扱ってきたのかどうかも議論された。⁽⁹⁾ つまり封建反動として領邦国家化の際に利用された農奴制は、それがある程度進展していた近代初期には、その実質的な機能を喪失してしまったのか、あるいはその後も重い圧迫を領民に与え続けたのかという問題である。

これら諸点を考慮にいれながら、今回はスイスでは比較的小さな都市邦であるゾーロトゥルンの農奴制を分析し、その特徴と役割について解明したい。このテーマを選択した理由として、この地域の農奴制問題に関しては、

スイス史に限定すれば、ベルンと並んで邦語の研究成果が全く残されていないために、それについて実証的な考察を行うことによって、その学術上の空白を埋める必要性が挙げられる。ただし、農奴制が存続した全時代の史料分析を行い、その史実を叙述することは、紙面の制約もあって物理的に困難であることから、ここではその重要な転機となつた一六世紀に焦点を絞って議論を展開する。ゾーロトゥルンなどのスイスの都市邦では、市民たちが集団領主として周辺の農村や小都市を支配し、法の統一と官僚制の整備によって領邦国家政策を押し進めていたが、この時期は地方分権的な中世社会から中央集権的な新しい体制へと移行する重要な分岐点であった。それではまず近代初期までのゾーロトゥルン史の概観と領邦国家政策における農奴制の位置や役割を叙述した上で、次に一六世紀初の二つの農民反乱の際に残された史料の分析を通じて、この地域の農奴制の特質について論考する。

第一章 一六世紀初までのゾーロトゥルン史の概略と農奴制の特徴

ゾーロトゥルンは、スイス北西部を流れるアーレ川の

辺に位置する自生型の都市であり、建設型の町とは違つて、その成立年代は明瞭には確定されていない。古代ローマ時代にはそこに帝国の軍事拠点の確保のために城塞が築かれ、往時から聖ウルスと聖ビクトールの殉教地として集落が形成されていた。⁽¹⁰⁾一六世紀には約二・三千人の住民を有する独立した中都市として帝国直属性を保持し、その特権がゾーロトウルンの領邦高権の核となつていた。⁽¹¹⁾南方には強大な都市邦ベルンが存在し、その他歴史的にはバーゼル市、バーゼル司教、フリブール、サヴォア家、ハップスブルク家などの政治勢力に囲まれながらも、自己の領邦高権の及ぶ範囲を、主にアーレ川に沿つて着実に細長く拡大していった。中世末には都市と農村の全人口を含めても、僅かに一万八千人程度の領邦に過ぎず、その数はベルンの約五分の一にしか相当しなかつたため、十分には独自外交を展開できなかつた。宗教改革期には周囲からの影響を受けて、一時的に下からの民衆運動が勃発し、聖画像の破壊や再洗礼派の活動が確認されたものの、最終的には保守勢力の巻き返しが成功し、都市全体としてはカトリック陣営にとどまつた。⁽¹²⁾⁽¹³⁾既に中世中期にはゾーロトウルン市は、周辺の伯権力の管轄から外れた国王都市としてドイツ王自らがその都

市領主であつたため、比較的容易に自治権を獲得することができた。そして、そのことがこの地域に特別な裁判区を形成した。一二一八年に王権の代行者として裁判権を行使していた巨大なツェーリングエン家が断絶し、さらになびく後シュタウフェン朝の崩壊に伴い帝国権力が衰退したことが、都市の自立化にとって非常に有利な状況を生みだした。ゾーロトウルン市は、市内にある聖ウルス参事会教会 (St. Ursenstift) との間の権力闘争に勝利して、徐々に自己の権益を広げていった。⁽¹⁴⁾一二七六年には国王ルドルフ一世によつて、ゾーロトウルン市に対して以前に皇帝から付与されていた特権や自由が確認され、部分的に領外裁判権から解放された。さらに一二一八年に都市の刑事裁判権が整理され、新たに自由人を市民として受け入れることが認可された。そして一三〇〇年にも、国王アルブレヒト一世が再びゾーロトウルン市に対してルドルフ王の時代からの旧来の諸特権を確認し、継続して市の権限が確保されたのである。⁽¹⁵⁾

一三四四年にフーゴ・フォン・ブヒエック伯からゾーロトウルンに、市長 (SchultheiS) 選出権が譲渡され、それに伴つてロミスヴィールからジッカームまでの地域の上級裁判権を獲得し、さらなる政治的独立を勝ち取つて

いつた。ほぼ同じ時期にツンフト革命の勃発によつて、市参事会の構成員が変化し、不十分な形ではあつたが、都市門閥だけでなく一般市民にも幅広く市政参加の道が開かれた。ただし、騎士出身の門閥層によつて独占されていた旧市参事会員（Alträte）の権限の多くは存続し、特に手工業者中心で成り立つていた新市参事会員（Jungräte）に対する選出権を梃子にして、特權的な保守勢力が都市政治の重要な決定権を保持し続けた。一三四七年からゾーロトゥルン市は、本格的に領邦国家政策を展開した。一三七六年にゾーロトゥルンの商人は帝国の特別な保護の下に置かれ、市参事会は聖靈降臨祭の市場（Pfingstmarkt）や間接税（Ungeld）に関する権限を獲得し、経済活動の発展を促しながらも、財政基盤を創出する有効な手段を得たのである。⁽¹⁷⁾しかしながら、ゾーロトゥルンには重要な輸出品や産業も、大規模な市場もなく、石材以外には生産資源や原料に乏しく、金属産業はまだ発展していなかつた。したがつて、ベルンやバーゼルと比べて、その経済力は決して強靱なものではなかつたと言いうるであろう。一四〇九年一月に国王ループレヒトの勅令によつて、ゾーロトゥルン市はあらゆる領外裁判権の影響下から解放され、徵税に関する重要な権

限も保証された。⁽¹⁸⁾一四世紀末から一五世紀初にかけてゾーロトゥルンは、領邦国家として積極的に支配領域の拡大を志向し、諸地域に関する権利を購入したり、あるいはその抵当権を取得するなどして、一三八〇年代にグレンヒエンを、一三八九年にアルトロイを、一三九一年にブヒエックを、一四一一年にバルムを、一四二六年にオルテンを統治し始めた。

ゾーロトゥルンが正式にスイス盟約者団の邦として認められたのは、一四八一年のことであり、それはチューリヒやベルンなどの多くの主要諸邦と比べて一世紀以上も遅かつた。その四年後にゼーヴェンとドルネック城に関する権限を獲得し、さらに一五〇一年にはドルナッハ、ビューレン、一五一七年にはクラインリュツツエル、ベルシュヴィール、一五三二年にはキーンベルクなどの地域の支配権を得た。宗教改革期には主要な一二邦の一つとして、盟約者団会議に使節を派遣し、そこで自己の政治的発言権を行使することができた。ただし、それ以前にもしばしばベルンやビールなどの都市との間に軍事的な防衛同盟を締結しており、盟約者団との関係は決して疎遠なものではなかつた。むしろ小さな都市邦に過ぎなかつたゾーロトゥルンが、他の政治勢力の従属下に置か

れることなく、自治や独立を維持し、臣従地を獲得できたのも、このような同盟関係の締結や領邦政策の強化と深く関わっていたと考えられる。⁽²⁰⁾しかし、その結果ゾーロトウルンは、盟約者団が主導した戦争や複雑な国際関係に巻き込まれてしまふことになった。

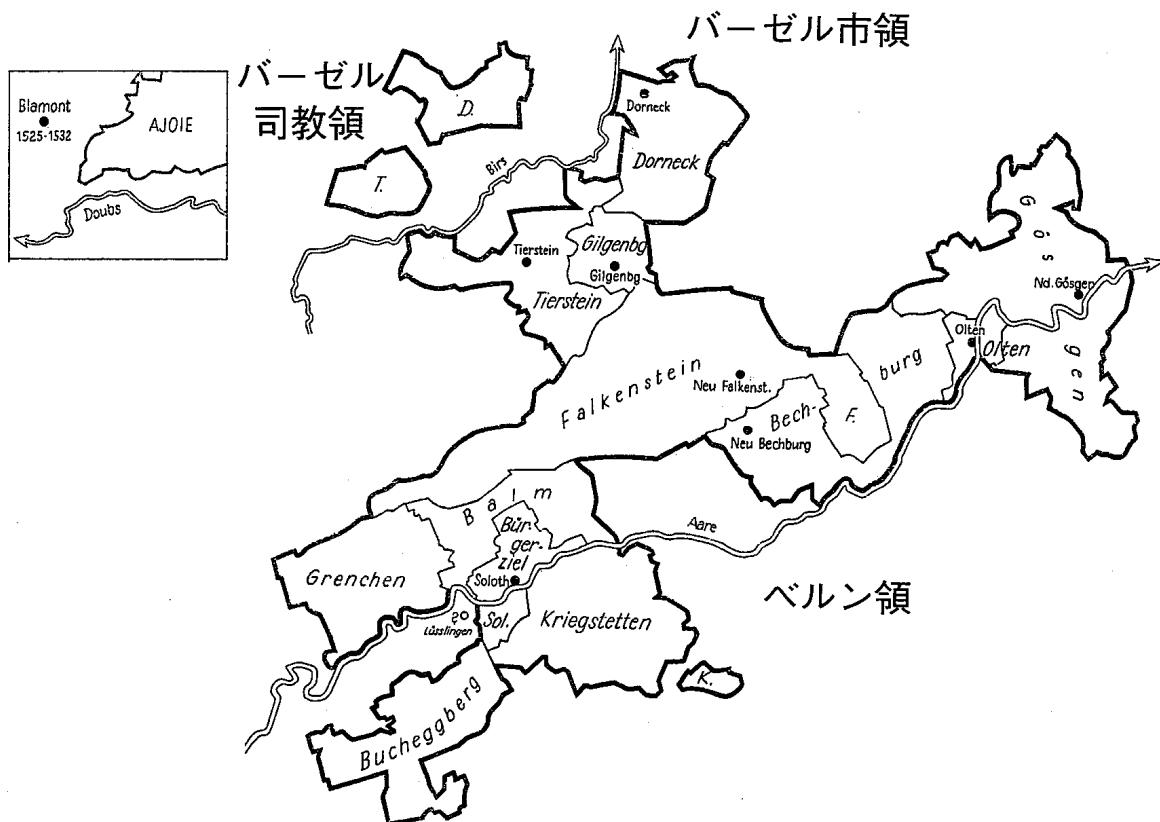
かつてゾーロトウルンは、都市貴族や商人たちが政治的優位を保持していた町ではあつたが、手工業者の経済力の増加に伴つて徐々にツンフト組織も発展していった。しかしながら、全体的にその市政形態は、純粹なツンフト支配型の都市ではなく、ある意味では貴族制と民主制との混合政体であり、一種の「手工業者貴族制」とも表現された。⁽²¹⁾小市参事会の議員は、旧市参事会員から一人、手工業者の新市参事会員から二二人で構成されていたが、ツンフト自らがその選出権を持たず、旧市参事会によつて選ばれていた。小市参事会は執行権、立法権、裁判権を保持し、市の重要な役職を占めていた。既に一三八九年には六六人の議員から成る拡大市参事会員の存在も確認され、彼らは定期的に重要な案件を審議していた。またゾーロトウルンには一のツンフトが活動し、各々が市参事会において同等の代表権を持ち、全市民はそのいずれかに属さなければならなかつたが、親方たち

には、もしツンフトの同意を得るゝことができれば、その所属を変更できる道が残されていた。ただし、その際の最終的な決定権は市参事会が保持していた。一六世紀には拡大市参事会が都市の主権を引継ぎ、一人の市長、三人の小市参事会員、六六人の拡大市参事会員という一〇一人の議員で構成されていたが、実際には小市参事会も都市政治に大きな影響を及ぼし続けていた。その他に秘密参事会 (Geheimer Rat) が存在し、一人の市長、軍司令官 (Venner)、財務長官 (Seckelmeister)、書記 (Stadtschreiber)、都市共同体の代表 (Gemeinmann) と、⁽²²⁾ いう六人のみがその会合に参加できただけであった。ゾーロトウルン市の領邦支配地域は、全体としてはアーレ川を下りながら、あるいはユンスター・タールやラウフエンタールなどの渓谷に沿つて主に東に拡大していった。南方や西方からはベルンの政治的圧迫によつて、その方面への進出は断念せざるをえなかつた。北のジュラ地方ではバーゼル市の抵抗に遭遇し、両者の領域拡大政策が一度にわたつて絞首台戦争 (一四七八・七九年、一五三一年) を引き起こし、ゾーロトウルンはティール・シュタインやドルネックなどの一部の地域を獲得するにとどまつた。⁽²³⁾また西方のサヴォア家と東方のハプスブル

ク家という強大な封建権力の存在も、ゾーロトゥルン市の支配領域の拡大を妨害したばかりではなく、しばしばその政治的独立を脅かした。しかしながら、スイスにおける両家の勢力の後退と並行して、有力な封建貴族も衰退したことが、ゾーロトゥルンの領邦支配にとって非常に有利に働き、以後強力な聖俗の封建勢力の脅威に悩まされる」とはあまりなかつた。

十六世紀初のゾーロトゥルンの支配領域は一一の代官区で構成され、全体として四つの内部代官区 (innere Vogtei) と七つの外部代官区 (äußere Vogtei) とに分けられた（地図参照）。前者に属する地域としては、比較的初期の頃から領邦高権下に編入されていたクリーク・シュテッテン、ブヒエックベルク、グレンヒエン、バルムなどの近郊地帯が挙げられ、場合によつては上部支配地 (obere Herrschaft) や上部代管区 (Obervogtei) とも表記され、その代官はゾーロトゥルン市内に居住しながら、与えられた業務に勤しんだ。それに対して外部代官区に該当したのは、ファルケンシュタイン、ベヒブルク、オルテン、ゲスゲン、ドルネック、ティールシュタイン、ギルゲンベルクなどの諸地域で、時には下部支配地 (untere Herrschaft) や下部代管区 (Untervogtei) とも

[1527年ゾーロトゥルンの諸代官区]



出典：Bruno Amiet, *Solothurnische Geschichte* 1.Bd., Solothurn 1952, S.580

呼称され、それらの諸管区を統治する各代官は市内から

派遣されて、任地の城塞で生活していた。ただしその中ではオルテンだけは、都市代官行政区 (Schultheissenamt) と呼ばれる特別な地域であった。これらの代官たちは、以前は小市参事会によつて選出され、多くの場合その内部から任命されていたが、一六世紀初には門閥層以外の拡大市参事会からも選ばれるようになった。任期中に代官たちは、裁判権、軍事高権、警察権、財政管理権、そして関税以外の徵稅権などの権限を行使していた。その他オルテンの都市代官は、ゾーロトウルン市から推举され、オルテン市の選挙集会で選出されていた。

その職務は領邦支配の代理的な役割を担うと同時に、オルテン市民や共同体の首長を兼任し、自治権を代弁するという相反する二重の性格を有していた。しかし、一四八七年にはその選出手続きにおいて重大な変化が生じ、他の代官区と同様にゾーロトウルン市民から選ばれるようになり、領邦権力の代理人へと変貌していった。これらの官吏たちを通して、ゾーロトウルン市は領邦支配の貫徹を推進し、村ごとに異なつていた農民たちの古き法や慣習を侵害し、彼らの仲間団体的な特殊な立場や自治権が狭められ、法や行政の統一化と絶対主義的な国家形

成を志向した。⁽²⁴⁾

ゾーロトウルンの領邦政策の主目的は、軍役に従事可能な農村住民の獲得、安全保障のための戦略上の重要な地點（例えばドルネック、ティールシュタイン、ゲスゲン、オルテンなど）の確保、関税、貢納、地代、十分の一税、罰金徵收などの財政上の特権の取得、農業生産物や生活必需品の供給にあつた。領域獲得の手段として、戦争による収奪、都市保護契約と市外市民制度の活用、貴族に対する金錢的な貸付、封建的特権の購入などが用いられたが、その際に農奴領主制も様々な場面で重要な役割を演じていたのである。

アーレ川とビルス川に挟まれた地域とその周辺には、ゾーロトウルン、ベルン、バーゼル市、バーゼル司教、ハップスブルク家などの封建的特権や利害関係が複雑に錯綜していた。しかもそこでは頻繁に領民の移動が行われ、多くの農奴領主権や市外市民権が入り乱れて混在していた。このように社会的な流動性によつて、完結した閉鎖的支配が脅かされていた領域では、農奴制が決定的に重要な役割を演じていた。なぜなら農奴領主権は、領邦の境界を越えて効力を發揮し、さらには移住を効果的に統制する唯一の手段であつたからである。例えば移住料の

納入は、一般農民にとつて決して軽度の財政的負担ではなかつたし、追跡権 (Nachjagerecht) の行使によつて、移り住んだ後も農奴領主の権限は変わることなく存続し、貢納や賦役の義務は残存した。ゾーロトウルン市は、住民の数を維持するためだけに農奴領主制を導入したのではなく、領外に居住している自己の農奴に対する領主権との交換によつて、裁判領主権や土地領主権などの他の封建的特権を獲得し、⁽²⁶⁾ 領邦国家形成を展開させ、支配地域を拡大したのである。

かつてゾーロトウルンには多くの自由人の存在も確認されているが、ここで厳密に時代ごとに不自由人との人口比を算出することは困難である。自由人たちは、土地所有権を保持し、その上農奴には認められていなかつた財産の遺贈権も持つていたらしい。⁽²⁷⁾ しかしながら、徐々にその大多数の自由人は莊園領主制の中に埋没し、封建的従属関係に組み込まれ、物的に不自由な状態に陥つていつた。その他に自由賃租農民や半自由人も生活していたが、彼らは経済的悪化と帝国内の混乱から権力者に保護や援助を求め、その代わりに土地所有権を譲渡し、世襲保有地として農業経営を行うようになつていつた。⁽²⁸⁾ 中世末にゾーロトウルン特有の相続慣習の浸透によつて、

農民の土地保有面積の細分化が進行し、そのことが起因となつて一五世紀末には農村の貧困化が進展し、一六世紀初の一一つの大きな農民騒擾の遠因となつた。⁽²⁹⁾

一五世紀末まではゾーロトウルン市の農奴たちは、一般的に移動の自由を享受し、その結果領外に住むゾーロトウルンの農奴の数は増加した。明らかに一時期ゾーロトウルン市は、領邦の外に自己の農奴を確保することに关心を置き、積極的には農奴の移住を妨げようとはしなかつた。しかしながら一五世紀末になると、根本的な政策転換が行われ、移住が公権力の統制の下に置かれ始めたのである。一四九一年の市参事会布告によつて、移動に関する農奴の権利が廃棄され、統治権力の認可を得た場合にのみ、領外への移住が許された。移り住んだ後もゾーロトウルン市に対する軍役や賦役の履行、貢納の支払い義務は存続した。その上移住者はゾーロトウルン市の警告に従つて、場合によつては再び領内に帰還する義務を負わねばならなかつた。農奴領主権の購入や交換は、一五〇〇年以後は拡大市参事会の同意が必要であつた。つまり、この時期には農奴の移住権は完全には廃棄されなかつたが、著しく制限されていたのである。このような施策変更の本当の要因は不明であるが、恐らく人口増

加によつて、移住した農奴に対する追跡権の厳格な履行が困難になつてしまつたためではないかと推測される。⁽³⁰⁾しかもベルンやバーゼルが、自己の領内に住むゾーロトウルンの農奴に対して、強引に租税 (Steuer, Tell) や軍役を課し始めたので、ゾーロトウルンとの間にその⁽³¹⁾権益をめぐつて激しい摩擦が起きていたのである。

第二章 一五一二・一四年の農民反乱

既に一五世紀からゾーロトウルン領内では、領邦国家化に対抗して旧来の慣習を守るために、散發的に領民による騒擾が起きていた。しかし、それらの運動は全領域を巻き込むほどの大規模なものには発展しなかつたので、市当局によつて比較的容易に制圧されてしまつていた。

例えば一四五三年にはオルテン市が、同市の都市代官の選出権をめぐつて領邦権力と闘争したこと⁽³²⁾が史料上確認されている。その他に一四七八年にはクリークシュテッテンの農民が不満を表明し、一四八九年にはチューリヒでの大規模な反乱に呼応して、東部のロストルフで蜂起が勃発している。一四九五年にはクリークシュテッテンとグレンヒエンで新しい租税 (Tell) に対する苦情が提出され、一五〇四年には北部のドルナッハの農民が抗議

行動を起こしていた。⁽³³⁾しかしながら、それらの騒乱によつては、従来までの農奴領主制の基本的構造が、その根底から揺さぶられるような事態には至らなかつたのである。

一五一三年六月六日にスイス盟約者団は、北イタリアのロンバルディア地方の支配権をめぐつてノヴァラで大規模な戦闘を行い、驚くべき勝利をおさめたが、それ以後フランスとの軍事的緊張が高まり、さらに複雑な国際政治へと巻き込まれていった。スイス各地の農村では、フランス寄りの政治家たちへの不信感、侵略戦争としてのミラノ戦役のための軍事的負担への憤り、戦後の物質的損失への不満が日ごとに増大していた。特に農民にとって、自分たちの同胞がフランスとの戦闘で血を流している時に、一部の都市門閥がフランス王から年金を受け取り、不当に私腹を肥やし、その軍事的支援のために傭兵を差し向けていた事実に対しても、矛盾に満ちた複雑な感情を禁じえなかつた。そのような憤激を直接の契機として、まず六月二六日にベルンのケーニツツで第一の反乱が起こり、次いで七月四日にルツエルンでも農民蜂起が勃発した。そして七月十四日には、ゾーロトウルンの上部代官区の農民たちも徒党を組んで、市壁の前

に群がり、傭兵収入に関する新しい領邦条例 (Pensionenordnung) に誓約することに抗議を表明した。この動きは、外部の農民運動から影響されて生じたものではなく、総体的には自生的な性格を帶びていた。⁽³⁵⁾

同時に上部代官区の農民は、領邦国家の新しい改革に対する抗議書を提出し、それに対し市当局も、農民から告発されたフランス蠶貢な市参事会員の素行を調査し、彼らを罷免した。さらに領邦権力は農民の抗議書を吟味し、ある程度の譲歩を示したもの、依然として農民側の不満は残り、八月三日に第一蜂起が勃発した。上部代官区の農民たちは約四千人規模の集会を開き、ファルケンシュタインの旗を持つてゾーロトウルン市へと進軍し、そのうちの六百人が市内で暴力を振るわぬことを誓約して、交渉のために入場を許された。近隣諸邦から仲裁使節が到来し、三日間の協議が行われ、八月六日にその交渉は一応の結論に至った。その様子をベルンの年代記は次のように伝えている。

「ゾーロトウルン市の支配下にある一般農民と従属民たちが、武器と旗を持って同市へと進軍して、ゾーロトウルン市当局、市長、市参事会、市民、全都市共同体との間に騒乱と衝突が勃発したが、その際に、ベルン、

近代初期におけるゾーロトウルンの農奴制問題について

フリブル、ビール、ツォーフィンゲンから来た尊敬すべき使者の要請と願いによって、両陣営の了承もあって、聖オスヴァルトの祝日後の最初の土曜日（八月六日）に、そのような反目と衝突に関して、以下のようなことが承認され、取り決められ、決議された。……それから第二に、上述の使節の願いと四つの上部代官区に住む農民たちの遙つた請願によつて、市参事会と市民は、上級裁判区と下級裁判区に居住している農奴たちを、そのような農奴制から（有償で）解放することを承認し、それ以外の地域の農奴にはその権利を認めなかつた。その際に農奴税額の一シリングごとに一五シリング（つまり毎年納入している農奴税の一五倍の金額）という条件と、その支払い期日と日取りを決めて、市外市民として誓約も行い、その他の点ではベルン市参事会や市民がかつてその支配地ビップの領民に了承し、認めたやり方が踏襲された。⁽³⁶⁾ そして、特にそのような農奴解放は市民権の付与とともに、既にゾーロトウルン市の四つの（上部）支配地で（個別的に）なされているように、行われるべきである。⁽³⁸⁾ 結局この協定によつて、ゾーロトウルン市近郊の上部代官区に住む農奴たちには、一シリングの農奴税に対し

て一五シンリングの解放金を支払うことによつて、自由人になる権利が認められたが、それ以外の地域の農民に對してはこの時点ではまだその権利は留保されたままであつた。解放金の支払いはこれまでゾーロトウルンではあまり広く一般的には認められてはいなかつたが、しかしながらこの機会に初めてゾーロトウルン市が承認したというわけではなく、例えば一三八年にはトルベルクで農奴を市民として受け入れ、在地の農奴領主との間でトラブルを引き起こしていた。⁽³⁹⁾さらには、一四八〇年にもクリークシユテッテンの農奴が、金錢を支払つて自由になつた事例が確認されている。

市参事会は一五一三年十月一二日に、全領域の農民たちの抗議内容を計画的に審議し始め、調査委員会を設置した。⁽⁴⁰⁾委員たちは農村を訪問し、農民の要求を筆記した。⁽⁴¹⁾陳情書の中で領民たちは共通して古き慣習の回復を要求として掲げ、多くの点において領主側は、農民からの一致した圧力に譲歩しなくてはならなかつた。まだ当時のゾーロトウルンの平民には、聖書を法的基準として掲げる「神の法」思想は芽生えてはいなかつたが、彼らの中的心的な要求の一つとして、都市保護税 (Burgrechtstax) の軽減と金錢による農奴領主權からの解放が唱へられて

いた。⁽⁴²⁾しかしこの当時の農民の諸抗議書を分析すると、既に農奴解放についての具体的な交渉が進展していたことと関わるかもしれないが、農奴制に関する不満はあまり多くは提示されていない。後の農民戦争期の「一二箇条」で見られるような急進的な農奴制全廃要求は、史料上確認されず、農奴承認料、死亡料 (Fall)、賦役などのそれから派生した個別的な負担の除去に、その焦点が絞られている。むしろ量的には森林や河川などの共有地関係の要求が最も多く、次に裁判領主制に纏わる問題について頻繁に苦情が提出されている。⁽⁴³⁾この二つのカテゴリだけで全抗議内容の七割以上の分量を占めているが、それに対して土地領主制に関するものは極めて少なく、また宗教改革が勃発する以前であつたので、教会や教義に関する要求もほぼ皆無に等しく、十分の一税への不満については僅かな例が見い出されるだけである。

これを契機に市参事会は、各代官区に対していくゆる自由特許状を公布した。それによつて国家の本質的な部分の変更はなされなかつたが、農民の財政的負担は軽減された。しかし、翌年の一月末にベルンとゾーロトウルンで再び不穏な動きが広まつた。やがて五月初には、ゾーロトウルン市参事会の使節が領民たちとの間に都市

保護契約を結ぼうとした際に、新たに反抗の欲求が燃え上がった。市参事会は農奴制の代わりに、市外市民制度を強引に導入して、領邦権力に対する臣民たちの従属関係を義務化しようとしたのである。ゴイやバールスター⁽⁴⁴⁾ルなどの地方では、このような施策に対する抵抗運動が勃発した。例えば一五一四年五月九日にはドルナッハの代官から、ゴイの農民たちが都市保護契約への誓約を拒否したという報告がなされている。⁽⁴⁵⁾

市当局と下部代官区の領民との間の和解交渉は、バーゼル、ベルン、フリブール、ビールから来た使節の前で開始され、一五一四年五月一三日と九月一八日に協定が成立し、平和と安定が回復された。⁽⁴⁶⁾ まず市当局によつて、反乱の首謀者であるゲロルト・レーヴェンシュタインなどの三人の人物を除いて、誰も処罰されずに済むことが確約された。下部代官区の農民たちは、上部代官区の場合のように都市保護契約に誓約して、自由な市外市民となり、三年以内に農奴解放金を支払うことと希望していた。一五一四年のこの蜂起に関して、フランツは「古き法」思想からだけでは導き出せない独特な農奴制廢棄要求を掲げた点に注目して、ブントシューの蜂起などのドイツからの影響を指摘しているが、しかしながらゾーロ

トウルンの農民たちは「神の法」思想に立脚せずにそれを主張したので、可能な限り法的な手続きを踏みながら、単に煩わしい重荷を払い落とそうとしたに過ぎないと解釈している。⁽⁴⁷⁾ 市参事会は多くの別の場合と同様に、農奴領主権に関する農民の要求に従い、ベルンの先例に倣つて農奴制からの自由を買い取ることに同意し、従来までの支配関係を、市外市民制度によつて置き換えるようとした。結局ファルケンシュタイン、ベヒブルク、ゲスゲン、オルテンなどの南方の下部支配地の領民たちは、上述の五月一三日の協定によつて都市保護契約に誓約し、クリークシュテッテンなどの四つの上部支配地の住民と同様に扱われ、三年以内の期限で農奴解放金を納入すれば、人格的に自由になり、農奴制に帰属する貢納の支払いから免除された。しかもしもその解放金の納入の遅延があった場合には、全貢納の支払い義務は残存した。解放金の額は、年税の一五倍と確定され、登録料は七シリング八ップエニヒであった。ここで若干注意すべきことは、ゾーロトウルン市参事会が政策的にはベルンの場合を参考にしながらも、解放金の額を年税の二五倍であつたベルン領ビップのケースよりは低く設定した点であり、その事実は既にゾーロトウルンの農奴制の経済的役割が

比較的弱かつたことを暗示させる。さらにこの協定によれば、農民たちは都市保護契約の依頼のために、五普法ントセシリング四普法ニヒと追徴税 (Nachsteuer) を支払わなければならなかつた。そして農奴制廃棄の際には、次のような留保条件が付いた。つまり、もしその解放自由人が農奴と結婚する場合には、自動的に再び農奴となり、身分外婚の罰金を納入しなくてはいけなかつたのである。また農奴制廃棄と同時に、死亡料の義務から免除されるためには一〇〇フローリンを支払うことが許された。これらの措置によつて農奴たちは、農村市民 (Landburger) という形で法的に身分を変えたが、新たに都市保護税 (Burgerhaber) という租税と結び付けられ、世帯⁽⁴⁹⁾とに毎年決まつた量の燕麦 (4 Mäss Hafer) を納めた。それは代官税 (Vogthuhn) と並んで、代官の重要な収入源の一つとなつた。しかし、全ての農奴が解放金を支払つて市外市民となり、都市保護税を納入できただけではなく、貧しい世帯には猶予が与えられていた場合もあつた。

ところがドルネック、ゼーヴェン、ビューレンなどの北方の下部支配地に対しては、ゾーロトウルンは、バーゼル市の領邦政策や領外婚・身分外婚の問題と深く関わ

るので、その地域の農奴領主権を簡単には放棄しようとはしなかつた。その結果これらの地方の農奴制問題は、一一年後の農民戦争期に再浮上することになつた。ただし彼らを不自由身分にとどめるために一連の恩恵措置が保証され、例えば古い租税が、軽減されて新たに導入された永遠の租税へと置き換えられたり、幾つかの古き慣習が確認された。またゼーヴェンなどの農民に対しても、もしゾーロトウルン市内、あるいは既に市外市民制が十全に導入された農村地帯に移住を望む者がいれば、南方の下部支配地の人々のように農奴解放金の支払いが許可された。⁽⁵⁰⁾ このように一五一三・一四年の農民反乱によって、農奴制に関してはゾーロトウルンの多くの所領では最重要の案件が解決されたのである。

第三章 一五一五年の農民戦争とその後

ドイツ農民戦争は、スイス北部のほとんどの地域を混乱の渦へと巻きこみ、ゾーロトウルンでも多くの民衆は徒党を組み、公権力に対して異議を申し立てたのである。

南エルザスのズントガウ地方からの影響を受けて、まずバーゼルに近いジュラ山脈以北のドルネック、ティールシュタインなどの代官区で、ゾーロトウルン領内では

真っ先に騒動が勃発した。これらの地域は一五一三年にはあまり活発には蜂起に参加していなかつたか、あるいはまだゾーロトウルンの領邦高権下に完全には属していなかつた。⁽⁵²⁾ 上述のように、そこでは農奴制問題の最終的な解決が引き延ばされ、農民たちには不満や不公平感が鬱積していたのである。市参事会が騒擾勃発に関する最初の報告を受けたのは、一五一五年四月一八日にドル

ネックの代官トマス・シュミットからの文書を通してであり、それによれば、多くの民衆たちがブントシューの仲間に加わり、ズントガウからドルナッハに到るまでのあらゆる地域で、不穏な動きが活発化しているというのである。さらにシユミットは市参事会に対して、ビ尔斯川の北側にあるロダースドルフやベットヴィールなどの五ヶ村の人々が、これまでの苦情を箇条書として掲げて提示してきたので、彼らとの交渉を進めるために使節の派遣を要請したうえで、切実に城塞警護用の守備兵の増援を懇願した。そして反乱はギルゲンベルクにも波及し、五月四日付けの代官ハッヒエンベルクからの報告によれば、農民たちはギルゲンベルク城に侵入し、城内で蓄えられていたあらゆるもの食べ尽くし、飲み干した。またエルシェヴィールやビュセラッハなどの領民たちは、

自らが自由人であるという意志を表明し、ビューレンやゼーヴェンの村人たちは、バインヴィール修道院の略奪を企てたのである。

そのような領民の一連の行動に対しても、ゾーロトウルン市参事会は一五一五年五月五日に前市長のペーター・ヘルボルトらの一行を派遣して、ドルナッハ橋でバーゼルからの使節の仲裁の下に、ティールシュタイン、ギルゲンベルク、ドルネックの農民たちとの和解交渉を開始した。⁽⁵³⁾ 領民たちはまるで戦争に出征するような装いで、厳めしく武器や鎧を携えて登場し、互いに仲間を見殺しにはしないという誓約を堅く結び、農奴制からの自由を強く主張した。五月六日には二千人以上の農民がラインナッハに集まり、共同の会合を開いて自己の要求をまとめあげた。⁽⁵⁴⁾ 五月三日には市参事会側も千人の兵隊をかき集め、都市保護同盟の規定に基づいてベルンからの軍事援助を緊急に要請し、最悪の事態に備えていた。さらにはあらゆる手段を用いて、騒擾を北部の代官区に限定しようと試みたのである。五月九日には市当局の使節は農民たちを説得して、それぞれの郷里に帰還させることに成功し、八日後に再び会合を開くと約束した。その間領邦権力は農民たちの陳情書を吟味し、基本的に多くの

農民たちの要求に譲歩する姿勢を示したのである。五月一四日には市参事会の代理人たちは、ベルン、ルツエルン、フリブル、バーゼルからの仲裁使節の前で、ジュラ山脈以南の代官区の農民たちとも交渉したが、彼らも自己の希望や訴えを差し控えることはしなかつた。しかしながら、全体として南部の農民たちはそれほど激しい騒動を引き起すことはなく、比較的平穏に振る舞つた。しながら、全体として南部の農民たちはそれほど激しい騒動を引き起すことはなく、比較的平穏に振る舞つた。

なぜなら、前章で述べたように、彼らは既に一五一四年にはある程度の権利を承認されていたからである。⁽⁵⁸⁾

この当時の抗議書を分類して考察すれば、家畜の放牧権、森林伐採権、水利権などの共有地に関する要求が最も多く提出され、それが全体の約三割ほどの分量を占めており、さらに裁判領主権に関わる不満も依然として少なくなかつた。一年前の蜂起の場合と比較すると、既にルター やツヴィングリの宗教改革が開始されていたためか、多くの地域で聖職者の選出権や死者のための鎮魂ミサ料 (Jahrzeit) などの教会問題に関わる抗議が新たに付け加わり、十分の一税についての訴えも激増している。しかしながら、理論的根拠として聖書を規範とした新しい「神の法」を掲げた例は相対的に少なく、全三五抗議書の中で六つのものだけにとどまつてゐる。この

ような事実から、ゾーロトウルンにおける宗教改革と農民蜂起との因果関係は、他のスイス諸地域に比べても恐らく希薄であつたことが想定され、また具体的な記述の中からも、理論武装のための神学的な高度化はほとんど見られない。実際に市内で本格的な宗教改革運動が展開したのは、農民戦争終結後のことであり、まだこの当時は、ゾーロトウルンの農村社会に福音主義の神学が、十分には浸透していなかつたのであろう。ただし、ドルネックやギルゲンベルクなどのジュラ山脈以北の農民たちの共通の抗議書の中には、南ドイツで成立した「一二箇条」の思想的影響の痕跡が若干認められ、外部の農民運動との物的交流や情報交換の存在は完全には否定できない。農民の抗議内容からは政治制度の根本的な変革や権力の転覆を意図したものは見い出されず、総体的にはあまり過激な印象を受けない。また支配関係の錯綜に矛盾を感じ、領邦権力以外の領主制度を否定するような論調も垣間見られる。⁽⁵⁹⁾

農奴制全般に対し、根本的な問題提起を行つたのはドルネックやティールシュタインなどの北部の領民のみであり、それに対して南部の代官区からは、既に一年前に妥協的和解が成立していたので、死亡料などの農奴

制から引き継いだ個別的な重荷についての訴えが提出されたにとどまつた。⁽⁶²⁾ ゾーロトウルンでの反農奴制運動からは、独創的な法感覚や政治思想が芽生えることはなく、「神の法」と結び付いた例もごく僅かに過ぎなかつた。また南部の領民の抗議史料の中には、都市保護税の負担や市外市民制度についての苦情も残されており、そこに新しい臣民化政策の歪みが如実に表れている。

ジュラ山脈以北の領民に対する農奴制問題に関する和解協定の締結に到るまでには、バーゼルなどの近隣諸邦の政策との関連性もあつたので、若干の時間を要したが、その間市参事会は税の半減などを確約し、領民に対する恩恵措置を施さざるをえなかつた。⁽⁶³⁾ 最終的にゾーロトウルン市は、ゼーヴェン、ホッホヴァルトなどのドルネック地方の五ヶ村の農奴に対して、一年前にファルケンシュタインやベヒブルクなどの南部の領民たちに承認したように適切な金額の支払いによって農奴制から自由になりたいのか、あるいはバーゼル市がその領民と交渉しているようなやり方をより好むのか、あるいは古き慣習長い協議の末、ドルネックの農奴たちは、ゾーロトウルン領内の他の農民と同じような形で解放金を支払うとい

う方法を選び、都市保護契約の中に組み入れられ、市外市民になることを希望した。⁽⁶⁴⁾ その結果彼らは臣従誓約を結び、年税の一五倍の金銭を支払うことによつて、自由人へと昇格することが約束された。一六世紀初には世帯主ごとの年税の負担額自体に、一シリングから一〇シリングまでという幅広い偏差が存在していたので、当然それに基づいて計算すれば、解放金の額にも一五シリングから七・五フントまでの大きな不平等が生じてしまつた。さらに加えて多くの地域では、死亡料の償還金の支払いが必要であり、農民の経済的な重荷は、確かに一時的なものではあつたが、決して軽少ではなかつた。

このようなドルネックの状況とは異なり、ロートベルクの農奴たちは、ヴァルデンブルクなどのバーゼルの臣民と同じ権限を獲得することになつた。⁽⁶⁵⁾ これらの一連の処置によって、ゾーロトウルン領内のほぼ全地域で農奴領主権は近い将来には廃棄されることが確実になり、農民たちは結婚の自由を獲得したが、賦役の履行、租税や謝肉祭用の鶏の納入などの旧来からの諸負担は一部分存続した。確かに解放金の額が年税の一五倍という低水準にあつた事実から、他地域に比べて農奴領主制の直接的な経済価値が相対的に低かつたと想定できるが、農民戦

争期にも死亡料 (エリ)、農奴承認料、賦役などの苦情が多く提出されていることを考えれば、その経済的役割を安易に看過することは危険であろう。またゾーロトウルン領内では移動の自由が認められたが、もし他の所領へと移り住む場合は、移住料を支払わなければならなかつた。このような市外市民制度の導入によつて、ゾーロトウルン特有の臣民関係が形成された。確かに農村に住む市外市民たちは、自由な身分の者としてゾーロトウルン市民とほぼ同じ義務を持ち、結婚や移動の自由も許されることになつたが、決して完全に平等な権利を享受していたわけではなく、両者の間には厳然たる区別が存在していた。例えば村落で生活する市外市民には、ゾーロトウルン市の政治活動に参与する権限は認められず、市参事会に自らの代表を派遣できなかつたのである。

以上のように、一六世紀初に勃発した二つの大きな農民蜂起は、ゾーロトウルンにおける農奴制と結合した支配構造の本質的な転換を促すような決定的契機となつた。この激動期に市当局の最大の関心事が、領邦政策における農奴制の機能にあつたことは疑いない。それ以前は農奴領主権の効力、特に追跡権の行使によつて、たとえ領民たちが領内外のどに居住しようとも、ゾーロトウル

ン市との間の支配関係を保つことができたが、しかしながら、農奴領主制以外の方方法でより効率的に統一的支配体制を維持できそうな地域では、例えば南部の上部代官区などでは、領邦権力は市外市民制度の導入へと踏み切つたのである。ただし農民たちが市民として誓約する際に、もし身分外婚を行つてしまえば再び農奴に転落するという付帯条項が設けられていた事実は、依然として農奴領主権が、実際に従属関係を確保するためには重要な役割を演じていたことを指し示している。それに対し北部の地域では、領外の領主に支配されていた農奴との混住などの諸事情によって、市外市民制度の定着がそれほど容易ではなかつたので、領邦権力は領民の意志に反してあくまでも農奴制の維持に固執した。一五二五年の農民戦争を契機にバーゼルなどの周囲の所領で農奴制が廃棄された後になつて初めて、ゾーロトウルン市はその政策に追随し、ドルネックなどのジュラ山脈以北の農民たちに対しても、金銭によつて自由人になる権利を確約したのである。ここで特に問題となつたのは、ゾーロトウルン領外に住む農奴の解放金の支払いであつた。なぜなら、一旦領外で解放自由人になつてしまえば、ゾーロトウルン市側は、賦役や貢納などの旧来の義務を履行

させるために用いていた追跡権の効力を喪失してしまうからである。つまり、ゾーロトウルンの領邦高権の及ばない地域では、依然として農奴領主権が支配関係を根拠づけるための唯一の手段であったのである。⁽⁶⁸⁾一六世紀初にゾーロトウルン市は、領外に居住する自己の農奴や市外市民に対する支配権の存続に苦心しながらも、領内では行政組織の整備と臣民の法身分の統一化を志向した。その結果市当局は、領内に他の領主の農奴が散在し、彼らの間に多様な法的地位が存在していたことに著しい不都合を感じ、その除去のために、周囲の領邦権力との間に本格的な外交交渉を展開することになったのである。

既に一三九三年にベルンとゾーロトウルンは、市外市民と農奴との区別をめぐって対立しており、そして一四二七年以來ベルンとの間には、相互の市外市民に関する協定が結ばれていた。その内容に従えば、相手の領邦内に住む自己の市外市民に対しては、相手側から租税(Steuer, Tell)、軍役、軍税などの諸義務が要求されなかつたのである。確かにこの点に関しては、農奴と市外市民は同等の扱いを受けた。しかしながら領外に移住した市外市民には、当人が存命中に限つて、それ以前から支配権が有効性を持つていたに過ぎないのであって、

彼らの子孫の代になると、もはやゾーロトウルンの市外市民ではなくなり、その居住地の領民としての諸義務を負うことになつてしまふ。一四八四年にベルンが、領内で暮らしていたゾーロトウルンの農奴や市外市民に対し一律の税負担を要求したが、そのことによつて農奴領主権や市外市民権をめぐる深刻な争いにまで発展した。一六世紀初には領外の農奴領主権を強化することによって行われていた旧来の領域拡大政策は、もはや以前よりは十分には機能しなくなつていた。結局一五〇〇年までにゾーロトウルンは、ベルン領内に住むほとんど全ての市外市民に関する支配権までも失つてしまつたのである。⁽⁶⁹⁾ ゾーロトウルン市当局は近隣領主との間に、特に一五〇〇年から一五二七年にかけて、領外に住む農奴への支配権の全般的な交換の実現のために、頻繁に折衝を行つた。一五一〇年にはベルンとの会合が開かれたが、この時ゾーロトウルンは、相手の領内に居住する自己の農奴に関しては、ベルン以上に多くの領主権を保持していたために、相互の交換によつて生じる損失の代償として、幾つかの地域の上級裁判権の譲渡を要求した。既に一四七一年から、ベルンとゾーロトウルンとの間にはそのような状況に起因したトラブルが発生していたが、ようや

く一五一六年になつて初めて全面的な和解案が成立し、その結果ベルンはダイテインゲン、ズビンゲン、ルター・バッハ、ビベリスト、ローン、アンマンスエックなどの両者の境界に近い諸地域に対する上級裁判権と、ダイテインゲンの下級裁判に関する半分の権限を譲り渡した。⁽⁷²⁾つまり、ゾーロトウルン市が領外にも自己の農奴への支配権を保持し続けたことが、結果として領域拡大に貢献したのである。

ベルンとの場合とは異なり、オーストリア領のフリックタールに住む自己の農奴に関しては、ゾーロトウルン市は、彼らへの支配権を梃子にして領域拡大政策を試みたが、そこからはあまり多くのものは得られないと判断して、結局その権益を放棄せざるを得なかつたのである。その見返りを求めて市当局は、一五二〇年には当地で生活していた自己の農奴に対して、一方的に解放金の支払いを強要した。このやり方には農民たちが激しく抵抗したので、ゾーロトウルンは課税額の引き上げ政策に転換し、最後には農民たちはそれに従つたのである。⁽⁷³⁾

農奴領主権をめぐるゾーロトウルンとバーゼル司教との対立も、決して目新しい出来事ではなく、一五世紀にまで遡つて史料上確認できる。そして一五二二年には、

両者の間に農奴の交換交渉が行われている。ベルンとの関係と同様に、司教領に居を構えていたゾーロトウルンの農奴の方が、ゾーロトウルン領内で暮らしていたバーゼル司教の農奴よりも多く存在し、史料からその数は、およそ二〇〇人ほどであつたと概算されている。最初に司教側は、ゾーロトウルン市に対して等価交換に到らない不足分の代償として、金銭や十分の一税に関する権限を引き渡す意向を示した。しかし、それに対する市当局は、領域支配の拡大に政策の重点を置いていたので、主としてエッティンゲン、アルレスハイム、アンゲンシュタイン、オーバーエッシュなどのビルス川に沿つたバーゼル近郊の諸地域の土地所有権や領主権を要求し、その超過部分は逆にゾーロトウルン側が貨幣の支払いによって補填することを提案した。このゾーロトウルンの主張は、司教だけではなくバーゼル市の権益をも侵害しかねない重大な内容を含んでいたので、バーゼル市は仲裁のために訪れたスイス盟約者団の使節に激しく提訴したのであつた。⁽⁷⁴⁾

うか、あるいはそれが無理ならば領外に立ち去るのかと
いう選択を迫り、バーゼルの領民と同様の税や賦役の義務を課したために、状況はさらに深刻になつていった。

両者は盟約者団会議での仲裁を希望し、一五二六年から二七年にかけて頻繁に重要な議題として取り上げられたが、長い議論を経ても容易には合意に到らなかつた。

ゾーロトウルン側は古き慣習の遵守を主張し、バーゼル市側は農民戦争後の特殊状況を強調し、両者の見解は平行線を辿り、しばしば会合は紛糾した。実際にバーゼル市の領内に住むゾーロトウルンの農奴の方が、その逆のケースよりも多かつた。ゾーロトウルンはバーゼル市の間に、金銭による償還という提案を拒否し、自己の農奴領主権と相手の土地領主権との交換を望んだので、ゾーロトウルンの農奴制問題は、バーゼル市と司教を加えた三つの領邦権力を巻き込み、さらに複雑な様相を呈していった。⁽⁷⁵⁾

ようやく一五二七年十月にこの案件に関する十分な和解協定が成立し、バーゼル市は司教の土地所有権などが

ゾーロトウルンに譲渡されることに同意した。この契約によつて相互の領民の間に移動の自由が承認され、相手の領内に住む農奴や市外市民に関する権限は放棄された。

バーゼル司教はゾーロトウルンに対し、クラインリュツツエル、ベルシュヴィールに対する全ての支配権、ドルネックとブライザッハにおける十分の一税徵收権などの多くの権限を譲渡したのである。その他にこの会合では、聖職裁判権や叙任権、狩猟・漁獲権、バインヴィール修道院に関する権利関係の確認も問題にされ、両者の対立は非常に多岐に及んでいた。⁽⁷⁶⁾ 同じ時期に、バーゼル市とゾーロトウルン市との間の農奴領主権についても協定が結ばれ、相手の領内に居住している自己の農奴に対する支配権を相互に交換することによって放棄し、さらに移住した農奴に対する追跡権を断念したうえで、双方の農奴の移動の自由を承認したのである。ただし、この条件だけでは、両者の間に農奴領主権の量になりの隔たりが存在していたことから、当然ゾーロトウルン側に大きな損失が残つてしまふ。その差額を補完するため、バーゼル市が六〇〇クローネンを支払うことで妥協が成立した。⁽⁷⁷⁾

おわりに

これまで、近代初期におけるゾーロトウルンの農奴制問題とその経過に関して叙述してきたが、最後にその基

本的特質について、他地域との簡単な比較を通して短く要約する。

第一にゾーロトウルンにおいても農奴制は、イスや西南ドイツの多くの他地域で散見される事例と類似して、領邦権力にとってとりわけ領域拡大政策を推進する際の有効な手段として機能した。例えば農奴領主権を土地領主権や裁判領主権などの諸権限と交換することによつて、直接的にゾーロトウルン市の領邦高権の及ぶ影響圏や支配圈を広げていった。⁽⁷⁸⁾ また領外に住む農奴に対する領主権を持つていたことが、領域を越えて貢納の支払いや軍役義務のある領民の数を増加させ、近隣諸邦の領邦政策の妨害を可能にした。逆にそのような農奴の存在が、領邦間の深刻な外交問題へと発展し、その解決のために、ゾーロトウルンは多くの労力を費やさざるをえなかつたのである。

第二に、ベルン領ビップの例と比べて農奴解放金の額がこの邦では低かつたことから類推すれば、ゾーロトウルン市当局は、農奴制の経済的役割を政策上の最重要課題としては見ていかつた。しかしながら農民戦争期に、特にドルネックなどのジュラ山脈以北の農民たちが、農奴制から生じた個別的な経済的負担への苦情を吐露して

いた事実を考慮すれば、その重さは決して微少なものではなかつた。なお保有地の細分化や農民層分解と農奴制強化との関係については、今後実証的に調査していくべきである。

第三に反農奴制運動における思想的背景については、既に一五一三年の時点でゾーロトウルンの農民たちが、農奴制の廃棄要求を掲げたことに若干の先進性を覚えるが、その根拠の理論的高度化という観点において、二つの農民反乱の抗議書の中からは深い思想的背景や独創性は認められなかつた。また農民戦争期において新しい「神の法」思想と結合した例は、チューリヒなどの場合とは異なり、ゾーロトウルンでは非常に少なかつた。

第四にゾーロトウルンという比較的小規模な領邦では、農奴制問題自体が、領内だけの事情で解決可能な狭い単純な事柄ではなく、ベルンやバーゼルなどの周辺諸邦の政策の影響を受けるほどの複雑な内容を包含していた。例えばゾーロトウルン領内にはベルンやバーゼルの農奴が散在し、また逆のケースも多く認められた。その上ベルンで逸早く農奴解放が許可されると、ゾーロトウルンの農奴たちには不平等感が蓄積され、市参事会も徐々にその是正に踏み切らなければならなくなつていった。つ

まり近隣での領邦国家形成によつて、一六世紀初にはゾーロトウルンの農奴制の維持自体が困難になつてゐたのである。

第五にバーゼルやチューリヒの場合と類似して、ゾーロトウルンでも農奴制問題の決定的な転機は、一六世紀初に勃発した農民反乱であつた。民衆蜂起の挫折は、農民の隸属状態の強化へと導くことはなく、むしろ逆に農民の地位の向上をもたらした。その他の多くの点でも、この地域の農奴制の特質や変遷がバーゼルでの場合と酷似している。例えば農奴領主制が、中世末まではある程度領邦政策に利用されながらも、一定の役割を果たし終えてしまうと、一六世紀初には領邦権力によつて廃棄され、さらには政策的な行き詰まりから再び部分的に導入されることがなつたが、実質の乏しい名称のみが残存し、一八世紀末になつて最終的に全廃されている。⁽⁸⁰⁾

第六にゾーロトウルンの農奴制を詳細に分析した結果、スイスや西南ドイツでの農奴制には地域的多様性が存在することが一層に明瞭になつた。例えばシュヴァーベンのケンプテンの例で見られる程度までは、ゾーロトウルンやバーゼルなどのスイス西部の農奴制は、政策上強力には作用しなかつた。上述のように、スイス東部のザン

クト・ガレンやトゥールガウのものとも根本的にその性格や役割は異なつてゐる。今後学術的な概念規定をしたうえで、より明確に分類する必要があると考える。

結局農奴制問題の克服は、不自由身分の者が個人として敢然と行つた社会的不平等への抗議の成果であると同時に、村落共同体にとつてもその内部に様々な領主の農奴や自由人が混在していたことから生じた法的混乱や社会矛盾の解決を意味し、さらには領邦権力側から見れば、統一的な法による統治を目指した近代国家成立のための必要条件であつた。それは中世という時代を終焉させ、新しい別の社会を構築する際に、避けては通ることのできない大きな障壁の一つであつた。スイスでは農奴領主権の維持に最後まで固執したのが、特に修道院や教会などの中世世界を精神的に主導してきた聖界領主たちであつたことは、決して偶然ではないであろう。逆に都市領主が、たとえ極めて不十分ではあつても、貴族や聖界領主の対応では見られないようなやり方で、農民たちに市民権を付与することによつて農奴制問題の解決を図つたという事実の中に、来たるべき時代へと展開する広い可能性が窺える。

註

(1) 「れまや Leibeigene の邦訳として「農奴」、「体僕」、「隸農」とふるいの表現が使用されたが、これは最も一般性の高い最初のもので表記を統一したい。またエルベ川以西の地域で広まつてした農奴制は、近代初期から東部ドイツで形成されたゲーツベルシャフトや「再版農奴制」とは、多くの点で異なる支配形態を意味する。

(2) 近世ドイツの農民が抱いていた自由に関する邦語の実証研究として、次の文献がある。拙稿「スイスにおける自由の概念」(『橋論叢』1111・四、一九九九年十月)。

(3) 同時のスイスの国制について以下に邦語文献を参照。
U. イム・ホーフ著／森田安一監訳『スイスの歴史』(刀水書房、一九九七年) 111～107頁。拙著『ドイツ農民戦争と宗教改革』(慶應義塾大学出版会、11000年) 145～151頁。

(4) スイスの農奴制の性格と役割に関する基本的な研究文献としては、次のものが挙げられる。Walter Müller,

Die Abgaben von Todes wegen in der Abtei St. Gallen. Ein Beitrag zur Rechtsgeschichte des sankt-gallischen Klosterstaates, in: *Rechtshistorische Arbeiten* 1, Köln/Graz 1961; Claudia Ulbrich, *Leibherrschaft am Oberrhein im Spätmittelalter*, Göttingen 1979.

(5) 地域史研究としてスイスの農奴制問題を取り扱った邦語の文献は、前掲の拙著の他にも幾つか残されてる。

〔成美保〕「五一～六世纪ドイツ＝スイス地域における

死亡税」(『阪大法学』1111～一九八七年)。森田安一

「都市チャーリヒ支配下の農村—ゲマインデ・シユテー
ファの場合一」(同上)『スイス中世都市史研究』山川出版
社、一九九一年、1111～1111頁)。拙稿「ドイツ農民
戦争期におけるチャーリヒの農奴制問題について」(『西
洋史学』一九七弐、11000年)。グルノーブルの農奴制について
では次の文献を参照。Peter Bieler, Die Befreiung der
Leibeigenen im Staat Bern (deutschen Teils) im 15. und
16. Jahrhundert, in: *Archiv des historischen Vereins des
Kantons Bern*, 1. Heft, Bern 1949, S.1-49.

(6) 農奴制に関する諸悪の弊害の翻訳は、監訳によ
る文献でなされることは多い。Ulrich, *Leibherrschaft*, a.a.O., S.
11-22; 〔成美保〕「五一～六世纪の西南ドイツにおける
ライプニアイゲンシャフト」(『阪大法学』1111五、一九八
五年、1114～1119頁)。島田勇「西南ドイツの農奴
制」(『史学雑誌』九七一、「一九八八年、1111四～1111五頁)。
拙著、前掲『ドイツ農民戦争と宗教改革』1111～1111
1111頁。

(7) Friedrich Lütge, *Deutsche Sozial- und Wirtschaftsge-
schichte*, 3.Aufl. Berlin/Heidelberg/New York 1966, S.214;
Theodor Knapp, *Gesammelte Beiträge zur Rechts- und Wirt-
schaftsgeschichte vornehmlich des deutschen Bauernstandes*,
Tübingen 1902, S.85-95, S.346-388; M. M. Smirin,
Deutschland vor der Reformation, Berlin 1955, S.47-101.
(8) Walter Müller, Wurzeln und Bedeutung des grundsätz-
lichen Widerstandes gegen die Leibeigenschaft im Bauern-

- (18) André Zünd, *Gescheiterte Stadt- und Landreformationen des 16. und 17. Jahrhunderts in der Schweiz*, Basel 1998, S.73-74.
- (19) Bruno Amiet, Die solothurnischen Bauernunruhen in den Jahren 1513 und 1514 und die Mailänder Feldzüge, in: *Zeitschrift für schweizerische Geschichte* 21 Heft 4, Zürich 1941, S.656. ジローラム・カルハが完全な帝国編書くと統治したのを「アーヴィング」、畿内の見解に分かれ、ヨーロッパの地位の獲得のための「ソロトーナー」及「エグゼクション」をもたらすなどいた。Vgl. Rainer Christoph Schwings, Solothurn und das Reich im späten Mittelalter, in: *Schweizerische Zeitschrift für Geschichte* 46, 1996, S. 451-473.
- (20) Amiet, Die solothurnischen Bauernunruhen, a.a.O., S.655; ders., *Solothurnische Geschichte* 1 Bd., a.a.O., S.256, S.263; Eggenschwiler, Die territoriale Entwicklung, a.a.O., S.30-31. ジローラムの最初の回顧記、1195年の「ソロトーナー」1117年以來「アーヴィング」の統治下で、ソロトーナーは盟約共和国へと躍進する所を記す。
- (21) Wyser, *Der Staat Solothurn*, a.a.O., S.56, S.151-152.
- (22) Amiet, *Solothurnische Geschichte* 1.Bd., a.a.O., S.261-263, S.444-454; Haefliger, Solothurn in der Reformation, a.a.O., S.7-8.
- (23) Hermann Bischofberger, Galgenkriege in der Schweizer Geschichte, in: *Forschungen zur Rechtsarchäologie und Rechtsgeschichte* 13, 1991, S.158-168; Dorothee Ripp-
- mann, *Bauern und Städter: Stadt-Land-Beziehungen im 15. Jahrhundert. Das Beispiel Basel, unter besonderer Berücksichtigung der Nahmarktbeziehungen und der sozialen Verhältnisse im Umland (Basler Beiträge zur Geschichtswissenschaft Bd. 159)*, Basel/Frankfurt am Main 1990, S. 145-152.
- (24) Wyser, *Der Staat Solothurn*, a.a.O., S.14; Amiet, *Territorialpolitik*, a.a.O., S.239-247.
- (25) Ebenda, S.113-211.
- (26) Ulbrich, *Leibherrschaft*, a.a.O., S.180-181; Wyser, *Der Staat Solothurn*, a.a.O., S.39-40.
- (27) Peter Walliser, *Römischesrechtliche Einflüsse im Gebiet des heutigen Kantons Solothurn vor 1500 (IUS ROMANUM IN HELVETIA 2)*, Basel/Stuttgart 1965, S.207; *Die Rechtsquellen des Kantons Solothurn*, Bd.2, a.a.O., S.30-32.
- (28) Amiet, *Die Territorialpolitik*, a.a.O., S.257; Eggenschwiler, Die territoriale Entwicklung, a.a.O., S.20, S.31-32, S.59.
- (29) Walliser, *Römischesrechtliche Einflüsse*, a.a.O., S.197.
- (30) Ulbrich, *Leibherrschaft*, a.a.O., S.181-182; Eggenschwiler, Die territoriale Entwicklung, a.a.O., S.33-38.
- (31) ベーネツィア Tell と一般的な公室な租税を意味する領邦国家が臣民に課す場合や、共同体が公共の負担を補償するため人々から取つたる事例など様々なケースが見られた。アーヴィング・カルハでは市参事会による正式な租税として1500年頃から徵収されたが、特別に財政が窮屈した場合には付加的な財産税として支払う

を調査された。Vgl. *Schweizer Idiotikon, Wörterbuch der schweizerdeutschen Sprache*, 12.Bd., Frauenfeld, S.1406-1423;

Wyser, *Der Staat Solothurn*, a.a.O., S.48, S.62.

(32) Amiet, Die solothurnischen Bauernunruhen, a.a.O., S.663-664; Wyser, *Der Staat Solothurn*, a.a.O., S.72.

(33) Günther Franz, Der Kampf um das alte Recht in der Schweiz im ausgehenden Mittelalter. Ein Beitrag zur Vorgeschichte des deutschen Bauernkrieges, in: *Vierteljahrsschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte* 26, 1933, S. 136-141; フランツ・グンター・フランツ『ルーハ農民戦争』(未来社、一九八九年) 三九頁。前世の「ヨーロッパ」への傭兵の社会的背景について、次の文論を参照。 Bruno Koch, Kronenfresser und deutsche Franzosen. Zur Sozialgeschichte der Reisläuferei aus Bern, Solothurn und Biel zur Zeit der Mailänderkriege, in: *Schweizerische Zeitschrift für Geschichte* 46, 1996, S. 151-184.

(34) ブルゴーニュの争いを取扱ったる、十四世紀の調査報告の記述が調停に起つてゐる。Vgl. Anton Philipp Segesser (Hg.), Die Eidgenössischen Abschiede aus dem Zeitraume von 1500 bis 1520, in: *Amtliche Sammlung der ältern Eidgenössischen Abschiede*, Bd.3, Abtheilung 2, Lucern 1869, S. 723.
(35) Amiet, Die solothurnischen Bauernunruhen, a.a.O., S.677.
(36) Günther Franz (Hg.), *Der deutsche Bauernkrieg. Aktenband*, 6. Auflage, Darmstadt 1987, S.45; Amiet, *Solothurnische Geschichte* 1.Bd., a.a.O., S.407-410.

近代初期におけるヨーロッパの農奴制問題について

(37) ブルゴーニュ領の北部に位置し、ブルゴーニュ

は近接していた。十五世紀後半には移動の自由によつて、ブルゴーニュ領に従属してゐた農奴が、他のブルゴーニュの農奴もブルゴーニュに住んでいた。十五世紀末にはブルゴーニュ領に封建成的支配秩序が弛緩し、ブルゴーニュの農奴もブルゴーニュに居住してゐた。逆にブルゴーニュの農奴もブルゴーニュに居住してゐた。

ト戦争の直前までには個別的な農奴解放が認められた。一四九八年にはブルゴーニュ市当局は、支配関係の統一化のために、ブルゴーニュにおける全面的な解放金の支払いによる農奴の自由化政策を推進し、そして一五〇八年一月に解放金納入許可状 (Loskaufbrief) を公布し、同時に一五一名の男子の解放農奴がブルゴーニュ都市保護契約を結んだ。同年にはブルゴーニュの農奴ではあるが他のブルゴーニュ領に住んでいた者に対しても、農奴税額の一五倍の金額を支払う条件で、解放が許可された。一五一〇年までは全額が納入された。Vgl. Bieler, Die Befreiung der Leibeigenen im Staat Bern, a.a.O., S. 34-36; Hans Morgenthaler, Die Ablösung der Leibeigenschaft in der Herrschaft Bipp, in: *Neues Berner Taschenbuch* 31, 1926, S.107-146.

(38) Valerius Anshelm, *Die Berner Chronik* Bd.3, hrsg. vom Historischen Verein des Kantons Bern, S.471-473.
(39) *Die Rechtsquellen des Kantons Solothurn*, Bd.2, a.a.O., S.176.

(40) 脱役の抗議書は次の廻所に譲り受けられる。Franz (Hg.), *Aktenband*, a.a.O., S.48-70.

(41) ブルゴーニュの農奴は、ブルゴーニュの農奴である。

云々の部分を参照。Vgl. ebenda, S.45, S.47, S.49-51, S.53, S.57.

(42) Ebenda, S.58, S.61, S.67.

(43) 「十六の一税に課する數率は、三十の箇所に表れてる。」 Ebenda, S.64.

(44) Amiet, *Solothurnische Geschichte* 1.Bd., a.a.O., S.412-415.

「トマス・バーネルスターは属したのは、ツトルケンハーフタ

イハ、ツヒナルク、ツラムハーフナルトなどとの諸地域だ。」

（45） Vgl. Eggenschwiler, Die territoriale Entwicklung, a.a.O., S.106-126.

(46) Die Eidgenössischen Abschiede aus dem Zeitraume von 1500 bis 1520, a.a.O., S.790.

(47) 「十六の領地の原枚は、十六の領地の箇所に纏集められた。」 Ebenda, S.792; Franz (Hg.), *Aktienband*, a.a.O., S.70-73. Vgl. Ulbrich, *Leibherrschaft*, a.a.O., S.182-185.

(48) Franz, Der Kampf um das alte Recht, a.a.O., S. 143-145; ハルハル、注釋『トマス農民革命』 国二回。

(49) 原文では「トマスケンハーフタハ、ツヒナルクハ、ハーフナーハの所領の農民に加えて、徵税に關してロベールハーフタハ、ハーフナーハの領民だか」 などと表現になつてゐる。Vgl. Franz (Hg.), *Aktienband*, a.a.O., S.70.

(50) 「三十の税」 が、三十の領分を賦する。Ebenda, S.273-274 (Nr. 107), S.283 (Nr. 112), S.287 (Nr. 117), S.296 (Nr. 127), S.300 (Nr. 131), S.303 (Nr. 136). Ebenda, S.273. 「十一箇条」 との思想的関連性が認められる。第一條の聖職者選出要求と第一條の十分の一稅に課する賦は並んである。特に後者では、十分の

(51) 「トマス農民革命に關する基本的な邦語文献として、次のもののがある。Vgl. ベーター・ブリックン『十五一五年の革命』(刀水書房、一九八八年)。前間良爾『ドイツ農民戦争史料研究』(九州大学出版会、一九九八年)。M. グンジングス・ホイヤー共著『トマス農民革命』(未来社、一九六九年)。

(52) 北部の諸地域が「ヨーロッパ市」の領邦高権下に編入された。た組織に關しては、次の箇所を参照。Amiet, *Die Territorialpolitik*, a.a.O., S.232-237.

(53) Franz (Hg.), *Aktienband*, a.a.O., S.269-271 (Nr. 103).

(54) Ebenda, S.271 (Nr. 104).

(55) Ebenda, S.271-272 (Nr. 105).

(56) Ebenda, S.273 (Nr. 107).

(57) Haefliger, *Solothurn in der Reformation*, a.a.O., S.21-25; Bruno Amiet/Hans Sigrist, *Solothurnische Geschichte* 2. Bd., Solothurn 1976, S.13-14.

(58) 「十六の領地は、次の箇所に纏集められた。」 Franz (Hg.), *Aktienband*, a.a.O., S.270, S.273-309.

(59) 「三十の税」 が、三十の領分を賦する。Ebenda, S.273-274 (Nr. 107), S.283 (Nr. 112), S.287 (Nr. 117), S.296 (Nr. 127), S.300 (Nr. 131), S.303 (Nr. 136).

(60) Ebenda, S.273. 「十一箇条」 との思想的関連性が認められる。第一條の聖職者選出要求と第一條の十分の一稅に課する賦は並んである。特に後者では、十分の

「税が「田緑賦書」などに神から命じられたが、新約聖書では、金の代を課すのが終りだ (volbracht)」と指

ぐた後で、出世な十分の一税に対する補助を貢へ農民があふる田賦の上に課す。したが「公糧」の収入の根拠

となる。「十一廻米」も類似してい。Vgl. Günther Franz (Hg.), *Quellen zur Geschichte des Bauernkrieges*

(Ausgewählte Quellen zur deutschen Geschichte der Neuzeit 2), R. Oldenbourg/München 1963, S.174-179; Wyser, *Der Staat Solothurn*, a.a.O., S.90.

(61) Franz (Hg.), *Aktensammlung*, a.a.O., S.278 (Nr. 109).

(62) 貧奴制課題として次の箇所で記述される。Ebenda, S.270 (Nr. 103), S.272 (Nr. 105), S.274 (Nr. 107), S.277 (Nr. 108, Nr. 109), S.281 (Nr. 111), S.283 (Nr. 112, Nr. 113), S.287 (Nr. 117).

(63) Vgl. ebenda, S.294 (Nr. 126), S.296 (Nr. 128), S.304 (Nr. 137), S.307 (Nr. 141).

(64) Ebenda, S.275 (Nr. 107), S.279 (Nr. 110), S.281 (Ann. 2), S.282 (Ann. 1), S.283 (Ann. 1).

(65) 「アーヴィング農奴政規」として次の箇所で参照。Vgl. 瑞卿 漢譯『アーヴィング農奴政規』 1-7冊～178頁。

(66) Franz (Hg.), *Aktensammlung*, a.a.O., S.279-280 (Ann. 2).

(67) Ebenda, S.286 (Nr. 116).

(68) Ulbrich, *Leibherrschaft*, a.a.O., S.185-186.

(69) Wyser, *Der Staat Solothurn*, a.a.O., S.17.

(70) Die Rechtsquellen des Kantons Solothurn, Bd.2, a.a.O.,

S.210-212.

(71) Ulbrich, *Leibherrschaft*, a.a.O., S.187.

(72) Amiet, *Solothurnische Geschichte* 1. Bd., a.a.O., S.422; Bieler, Die Befreiung der Leibeigenen im Staat Bern, a.a.O., S.36.

(73) Amiet, *Die Territorialpolitik*, a.a.O., S.179.

(74) Ulbrich, *Leibherrschaft*, a.a.O., S.187-189.

(75) Johann Strickler (Hg.), Die eidgenössischen Abschiede aus dem Zeitraume von 1521 bis 1528, in: *Amtliche Sammlung der älteren eidgenössischen Abschiede*, Bd.4, (Abteilung 1a), Brugg 1873, S. 829, S. 838, S. 856-857, S. 960-961, S. 982, S. 988, S. 1023-1024, S. 1027. 云々 云々として記載の記述は、現在の農奴の地位立場に記述 総業や出でてんだ。Vgl. *Die Rechtsquellen des Kantons Solothurn*, Bd.2, a.a.O., S.382-384.

(76) Hans Berner, „die gute correspondenz“: *Die Politik der Stadt Basel gegenüber dem Fürstbistum Basel in den Jahren 1525-1585 (Basler Beiträge zur Geschichtswissenschaft Bd.158)*, Basel/Frankfurt am Main 1989, S.170-172; Die eidgenössischen Abschiede aus dem Zeitraume von 1521 bis 1528, a.a.O., S.1172-1176.

(77) Ebenda, S.1176-1177; Wyser, *Der Staat Solothurn*, a.a.O., S.95-96.

(78) Ulbrich, *Leibherrschaft*, a.a.O., S.189-190.

(79) Emil Egli (Hg.), *Aktensammlung zur Zürcher Reformation 1519-1533* (Neudruck der Ausgabe Zürich 1879), Darmstadt 1973, S.213-214, S.318-320, S.323, S.340-342.

(80) ベーロームハルハの農奴制が最終的に廢止されたのは、
一七八五年八月九日のことである。Vgl. Eggenschwiler,
Die territoriale Entwicklung, a.a.O., S.41-42.

(81) Peter Bickle, Leibherrschaft als Instrument der Territo-
rialpolitik im Allgäu. Grundlagen der Landeshoheit der Klö-
ster Kempten und Ottobeuren, in: Günther Franz (Hg.), *Deut-
sches Bauernamt im Mittelalter*, Darmstadt 1976.